

## 平成20年度 前原市保育料徴収金基準額表

( ) は2人目半額の場合

< > は3人目0円です

入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)円			
階層区分	徴収区分	定 義	保育料基準額			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	
第2	2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	9,000 (4,500) < 0 >	6,000 (3,000) < 0 >	6,000 (3,000) < 0 >
第3	3		市町村民税 課税世帯	19,500 (9,750) < 0 >	16,500 (8,250) < 0 >	15,000 (7,000) < 0 >
第4	4A	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,000円未満	24,000 (12,000) < 0 >	21,000 (10,500) < 0 >	20,000 (10,500) < 0 >
	4B		8,000円以上 18,000円未満	28,000 (14,000) < 0 >	25,000 (12,500) < 0 >	25,000 (12,500) < 0 >
	4C		18,000円以上 64,000円未満	30,000 (15,000) < 0 >	27,000 (13,500) < 0 >	26,000 (13,000) < 0 >
第5	5A		64,000円以上 108,000円未満	40,000 (20,000) < 0 >	32,000 (16,000) < 0 >	29,000 (14,500) < 0 >
	5B		108,000円以上 160,000円未満	44,500 (22,500) < 0 >	33,000 (16,500) < 0 >	30,000 (15,000) < 0 >
第6	6A		160,000円以上 238,000円未満	55,000 (28,500) < 0 >	35,000 (17,500) < 0 >	32,000 (16,000) < 0 >
	6B		238,000円以上 408,000円未満	57,000 (28,500) < 0 >	35,000 (17,500) < 0 >	32,000 (16,000) < 0 >
第7	7	408,000円以上	59,000 (29,500) < 0 >	35,000 (17,500) < 0 >	32,000 (16,000) < 0 >	

税が確定するまでは、課税資料の見直しなどにより保育料が変更になることがあります。  
世帯や税額に変更があった場合は、児童家庭課保育所係に連絡してください。